実績評価書

（厚生労働省26（Ⅲ－３－１））

施策目標名	迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること（施策目標Ⅲ－３－１）							
施策の概要	労働基準法に基づく使用者の災害補償責任を担保するとともに、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等について迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うもの。							
施策の背景・枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）	労災保険は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任（第75条以下）を担保する制度であり、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等のうち業務上の事由によって生じたもの及び通勤によって生じたものに対して、必要な保険給付を実現する。							
施策の予算額・執行額等	区分		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額
	予算の状況（千円）	当初予算（a）	823,579,010	817,870,706	810,621,447	805,864,043	803,398,972	804,136,612
		補正予算（b）	1,390,205	0	0	0	－	
		繰越し等（c）	241,258	−458,612	637,403	−356,508	－	
		合計（a＋b＋c）	825,210,473	817,412,094	811,258,850	805,507,535	803,398,972	804,136,612
	執行額（千円、d）		779,077,515	785,508,281	774,267,156	779,346,597		
	執行率（%、d/(a＋b＋c)）		94.4%	96.1%	95.4%	96.8%		
関連税制	－							
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分（概要・記載箇所）			
	－		－		－			

測定指標		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
指標1 脳・心臓疾患事案の請求から決定までの所要日数	指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠：労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案（脳・心臓疾患事案）について、被災労働者等に対して迅速な労災保険給付を行う必要があることから、指標として定めた。その際、迅速な労災保険給付を着実に実行するため、事務処理日数を平成23年度実績（188日）から28年度までに約10%減少させることを目標値とした。	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	28年度	○	△
		188日	－	188日	194日	186日	183日	170日		
	年度ごとの目標値		－	－	188日以下	180日以下	180日以下			
指標2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数	指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠：労災認定を行うための調査等に時間を要する複雑困難事案（精神障害事案）について、被災労働者等に対して迅速な労災保険給付を行う必要があることから、指標として定めた。その際、迅速な労災保険給付を着実に実行するため、事務処理日数を平成23年度実績（255日）から毎年度約10%減少させることを目標値とした。	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	毎年度	○	○
		255日	－	255日	245日	223日	224日	230日		
	年度ごとの目標値		－	－	230日以下	230日以下	230日以下			

※22年度及び23年度は第2期基本計画期間、24年度から26年度は第3期基本計画期間である。

<table>
<tr><td rowspan="8">評価結果と
今後の方向性</td><td>目標達成度合いの測定結果</td><td>（各行政機関共通区分）　③</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総合判定</td><td>（判定結果）　Ａ</td></tr>
<tr><td>（判定理由）
　指標１の脳・心臓疾患事案については、平成26年度の目標値を達成できなかったものの、平成26年度の請求から決定までの所要日数は平成25年度に比べて減少し、達成率は98%を超えている。また、指標２の精神障害事案については、平成26年度の目標値を達成している。脳・心臓疾患及び精神障害事案の請求件数については、平成23年度以降引き続き高水準で推移している中、これまでの実績の推移から施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ適切に実施されており、また、これらの事案の労災認定に当たっては、認定基準に基づき全国斉一的に行っており、認定基準に基づく公正な保険給付が行われていると考えられることから、目標を達成していると判定した。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施策の分析</td><td>（有効性の評価）
　複雑困難な請求事案の増加に対応するため、迅速かつ斉一的な労災認定の観点から平成23年12月に精神障害の認定基準を定めたほか、脳・心臓疾患事案及び精神障害事案の請求から決定までの所要日数が長期化している労働局に対して迅速な決定に向けた調査体制の見直し等の指導を行ったことにより一定の実績を上げており、本施策は有効に機能していると評価できる。
　なお、指標1については目標値に届いていないものの、平成23年度と比較して処理日数は減少しており、有効性があったと評価できる。</td></tr>
<tr><td>（効率性の評価）
　平成26年度における労災補償業務を行う職員の人件費について、平成23年度から約4億円削減している中で一定の実績を上げていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。</td></tr>
<tr><td>（現状分析）
　脳・心臓疾患事案及び精神障害事案の請求件数については、平成23年度以降引き続き高水準で推移しているところである。特に、精神障害事案については、平成26年度の請求件数が過去最多となっており、一層、迅速な事務処理が必要となっている。</td></tr>
<tr><td>次期目標等への
反映の方向性</td><td>（施策及び測定指標の見直しについて）
　引き続き調査体制の整備及び複雑困難な個別事案に係る労働局への指導を実施することにより、より迅速な労災給付を着実に実行するよう努めることとする。

（予算要求について）
以下の□で囲んだ方向で検討します。
　増額／現状維持／シーリングによる減額／見直しによる減額
　労災保険給付業務の効率化を図るためのシステム改修の実施や、迅速・適正な労災保険給付等業務を行う非常勤職員を配置することとしている。
（税制改正要望について）
　－
（機構・定員について）
労災保険給付業務の状況を踏まえ、特別労災認定指導官、労働者災害補償保険審査官及び労災認定調査官について増員要求を行った。</td></tr>
</table>

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ（平成26年7月8日開催）で議論いただいたところ、「被災労働者の公正な保護の観点も含めて評価すべきではないか」とのご指摘を受けた。この点、脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定にあたっては、認定基準に基づき全国斉一的に行っており、被災労働者の公正な保護を図っていることから、その旨を評価書に追記した。

参考・関連資料等	行政事業レビューシート　URL　http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2014/h25_pdf_saisyu/3-3-1.pdf 平成26年度「過労死等の労災補償状況」　URL　http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000089447.html

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	補償課長 三浦　宏二	政策評価実施時期	平成27年8月